

名護市地域資源活用支援事業 募集要項

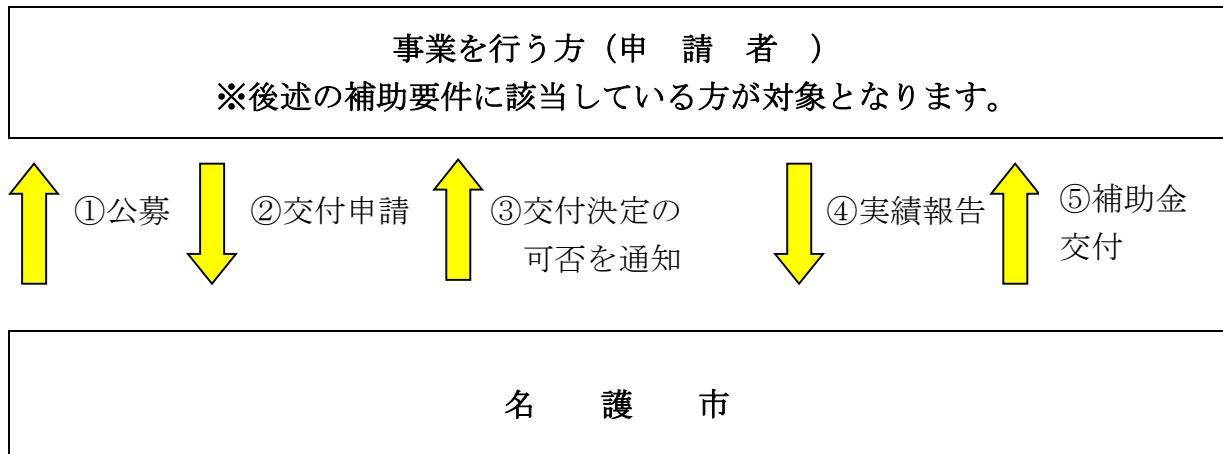
1. 事業の概要

(1)目的

市内の地域資源(農林水産物、鉱工業品、観光資源)を活用した商品開発、販路開拓等を行う事業者に対し費用の一部を助成し、魅力ある商品開発の促進、地域資源の活性化を図ることを目的に、「名護市地域資源活用支援事業」を実施します。

(2)事業の仕組み

事業の仕組みは、以下のとおりです。



2. 補助対象者

市内の中小企業者・小規模企業者で新商品開発、販路開拓等を実施したい製造業、小売業、観光業、サービス業等を営む事業者。

補助事業の対象となる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1)市内に主たる事務所又は事業所を有する者（個人事業主の場合は、市内に住所を有し、かつ、市内に事務所登録、営業届等の手続きが済んでいる者。
法人の場合は、法人登記簿の本店住所が市内住所の者）
- (2)法人市民税又は市税に滞納がない者
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第1号)に定める営業を行う者でないこと。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)
第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又
は警察当局から排除要請された者ではないもの
- (5)補助事業を適確に遂行するに足りる能力を有する者。ただし、宗教活動又
は政治活動を主たる目的とする団体ではないもの
- (6)その他市長が不適当と認める事業者でないこと

3. 対象となる経費

区分	内容
事業費	専門家謝金・旅費 職員旅費
販路開拓費	展示会等出展費 広報費 市場調査費
新商品試作開発費	試作品等原材料費 試作・実験加工費 成分分析費 デザイン費

備考 1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

- 2 国庫補助金等、本市以外の他の補助金、助成金等の適用を受けた場合、当該交付決定を受けた補助金、助成金等の額を除いた額を補助対象経費とする。
- 3 交付決定日より前に又は助成事業の完了日より後に発注、契約、納品、支払（前払いを含む。）等を実施したものは対象外です。
- 4 必要な経費の支出関係書類を用意できないものは対象外です。
- 5 本事業は、地域独自の資源を活かした商品開発を支援することを目的としているため、既存の製品を単純に混ぜるだけなどの商品開発は対象外です。

4. 補助の交付要件及び補助金の額

沖縄県が地域産業資源の内容を定めた、農林水産物、鉱工業品及び鉱工業品の生産に係る技術及び文化財、自然の風景地、その他地域の観光資源のうち、市内に有する地域資源を活用して、全く新しい商品の開発、新サービス、販路開拓等をする際の経費を補助します。

※地域産業資源活用事業の促進に関する地域産業資源の内容の指定（平成30年9月沖縄県策定）

※当該補助金は新商品開発を目的としているため、既存商品の販路開拓費（展示会等出展、広報費等）及び広報活動をメインとする商品開発事業は補助の対象としない。

(1) 補助の交付要件

対象となる経費の合計額が40万円以上となる事業であること。

(2) 補助対象期間

補助金の交付を決定した日から当該決定した日の属する年度の3月15日までとする。

(3) 補助金の額

対象となる経費の合計額の2/3の額を限度とし、40万円以内とする。（ただし予算の範囲内で交付。また、同一事業者の交付は当該年度につき、1回限りとする。）

(4) 補助金の交付申請

補助金の交付の申請をしようとする申請者は、必要な書類を提出してください。

(5) 必要書類

- ① 交付申請書 (様式第1号)
- ② 事業実施計画書 (様式第2号)
- ③ 事業収支予算書 (様式第3号)
- ④ 申請者が個人事業主の場合、住民票
- ⑤ 申請者が法人事業主の場合、定款及び登記簿謄本
- ⑥ 会社案内等事業概要の確認ができる資料
- ⑦ 法人市民税又は市税を滞納していないことを証明する資料 (完納証明書)

5. 応募について

(1) 応募方法

以下の提出書類を持参または郵送にて名護市 商工・企業誘致課へ提出してください。

- ・正本(申請書・提出書類一式) : 1部(片面印刷)

※申請書類は名護市 商工・企業誘致課HPからダウンロードできます。

(<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2024041800014/>)

(2) 応募期間及び交付上限件数

	応 募 期 間	付 上 限 件 数
前期	令和7年5月1日(木)～令和7年8月29日(金)	2件
後期	令和7年9月10日(水)～令和7年12月12日(金)	1件

受付時間：土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

予算に達し次第、応募は終了となります。

※注意事項

- ①書類に不備等がある場合は、審査の対象とならない事がありますので、申請書類等の確認を必ず行い提出してください。
- ②FAX及びメールによる提出は受け付けません。
- ③提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

(3) 申請に関する注意

- ①応募に関しては、一申請者1件とします。
- ②交付決定された場合でも、補助金交付額は、審査、査定などの結果、申請額と異なる場合があります。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目1番1号 名護市民会館2階

名護市 商工・企業誘致課 商工係

TEL : 0980-53-7530

受付時間：8：30～17:15（土・日・祝祭日・12:00～13:00は除く）

6. 審査及び交付決定

(1) 審査方法

申請された事業内容について、内容を審査し補助金を採択します。

(2) 交付決定

交付の決定は、市から申請者に通知します。

(3) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても決定を取り消し、補助金の返還請求を行うことがあります。